

病児ケア支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長崎大学ダイバーシティ推進センター（以下「センター」という。）が提供する、長崎大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員（本学と雇用関係がある者をいう。以下同じ。）が病児・病後児保育施設を利用した際に要する利用料金（登録料，食事代，おやつ代及び容器等消耗品に係る料金を含まない。以下第7において同じ。）の一部を補助することにより，教職員の仕事と育児の両立を支援し，安心して勤務できる環境の整備を図ることを目的とした病児ケア支援事業（以下「支援事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用対象教職員)

第2 支援事業の利用対象となる教職員は，本学に勤務する教職員のうち，乳幼児においては学内外の保育園・幼稚園・こども園を利用している者とする。

(対象となる乳幼児及び児童)

第3 支援事業の対象となる子は，利用対象教職員の子のうち，0歳～小学校6年生までの子で，病気や怪我又はその回復期のため，集団保育又は登校が困難な乳幼児及び児童とする。

(利用対象者)

第4 支援事業の対象となる教職員は，病気や怪我又はその回復期のため，集団保育又は登校が困難な0歳から小学校6年生までの子（乳幼児においては，学内外の保育園・幼稚園・こども園を利用している者とする。）を養育する者とする。

(実施期間)

第5 支援事業は，原則として毎年4月に，支援事業による支援を受ける希望がある教職員（以下「支援希望者」という。）が登録申請を行い，1年度を単位として支援を実施する。

(利用の申請)

第6 支援希望者は，実施期間ごとに病児ケア支援事業登録申請書（以下「申請書」という。）及び子の年齢を確認できるもの（健康保険証，住民票等）の写しをセンターあてに提出するものとする。

(補助の内容)

第7 第6の申請書を提出した者（以下「申請者」という。）が，病児・病後児保育のため次に掲げる病児・病後児保育施設（以下「対象施設」という。）を利用した場合，乳幼児・児童1人1回につき利用料金に対する補助金として，令和8年3月31日までに対象施設を利用した場合にあっては5,000円，令和8年4月1日以降に対象施設を利用した場合にあっては3,000円を限度として申請者に支払うことができるものとする。ただし，乳幼児・児童1人あたり，実施期間につき12回を限度とし，センターの予算上限に達した場合，その年度の補助金支給も終了とする。

(1) 全国病児保育協議会に加盟している病児保育施設

- (2) 市町村が実施する，病児又は病後児に係る保育事業において指定された病児保育施設
- (3) 長崎大学病院病児保育施設「にじいろ」

(病児保育施設の利用申し込み等)

第8 対象施設の利用の申し込み及び利用料金の支払いは，申請者が対象施設に対して行うものとする。

(補助金の請求)

第9 対象施設を利用した申請者は，病児ケア利用報告兼請求書（以下「報告兼請求書」という。）に領収書（原本）を添付して当月分を一括して速やかに，センターあてに提出するものとする。

(補助金の支給)

第10 補助金は，申請者の登録した口座に振込むものとする。

(不正利用)

第11 虚偽の申請等の不正利用が発覚した場合には，補助金の返還を命じ制度利用の制限を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は，令和8年1月1日から施行する。
- 2 第5の規定にかかわらず，令和7年度に限っては令和8年1月から登録申請を行い，支援期間を「令和8年1月～3月まで」と読み替えるものとする。